

役員及び評議員の報酬等に関する規程

公益財団法人国際研修交流協会

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際研修交流協会(以下「この法人」という。)の定款第13条第2項、29条第2項及び32条第6項の規定に基づき、評議員、役員及び顧問の報酬等及び費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等 評議員、役員及び顧問に対して、その職務遂行の対価として支給する財産上の利益及び退職慰労金をいう。
- (2) 費用 評議員、役員及び顧問が、その職務遂行のために要した経費をいう。

(報酬の種類)

第3条 評議員に対する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会出席手当
- (2) 講師謝金
- 2 常勤の役員に対する報酬等は、次のとおりとする。
 - (1) 月額基本報酬
 - (2) 賞与
 - (3) 退職慰労金
 - (4) 講師謝金
- 3 非常勤の役員及び顧問の報酬等は、次のとおりとする。
 - (1) 基本報酬
 - (2) 理事会出席手当
 - (3) 評議員会出席手当
 - (4) 講師謝金
- 4 前3項に定めるもののほか、評議員、役員及び顧問の報酬等は、次のとおりとする。
 - (1) 国内出張の宿泊費
 - (2) 出張の日当

(報酬等の総額)

第4条 各年度における報酬等の総額は、次に掲げる額の範囲内とし、これを超える額については支給しない。ただし、常勤の役員に支給する退職慰労金

の額を除く。

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 評議員の全員定款第13条第1項に定める額 | |
| (2) 理事長（常勤である場合に限る。） | 1,800万円 |
| (3) 常勤の理事（一人当たり） | 1,500万円 |
| (4) 常勤の監事（一人当たり） | 750万円 |
| (5) 非常勤の役員（一人当たり） | 1,500万円 |
| (6) 顧問（一人当たり） | 1,500万円 |

（報酬等の額）

第5条 評議員会出席手当の額は、出席の都度、一人当たり10,000円（税引後）とする。

- 講師謝金の額は10万円とする。ただし、講師を務めた者の知名度、業務の内容、拘束時間等を考慮し、特に必要と認めるときは、評議員会の決議を経て、10万円を超える額を支払うことができる。
- 月額基本報酬及び賞与の額は、評議員会において決定する。
- 基本報酬の額は、常勤の理事の報酬等の額を超えない範囲内で、評議員会において決定する。
- 理事、監事又は顧問が月の途中において就任し、又は退任したときは、当該理事の月額基本報酬の額及び賞与の額並びに当該理事、監事又は顧問の基本報酬の額については、就任の日から当該日の属する月の末日まで又は退任の日から当該日の属する月の最初の日までの日数を当該月の日数で除した額とする。
- 理事会出席手当の額は、理事会に出席の都度、一人当たり10,000円（税引後）とする。
- 退職慰労金の額は、別表第1に基づいて算定された額を基本額とし、評議員会において決定する。この場合において、評議員会は、特に必要と認めるときは、基本額の10%に相当する額の範囲内で減額し、又は増額することができる。
- 国内出張の宿泊費は、一人当たり15,000円とする。
- 出張の日当は、別表第2のとおりとする。
- 理事の報酬等の額について評議員会の決定がない場合には、前各号（第5項、第8項及び第9項を除く。）の規定にかかわらず、理事会は、理事の報酬等の額を決定することができる。

（報酬等の支給方法）

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、報酬等の全部又は一部について、本人から、金融機関の本人名義の口座への振込みの申出があ

- ったときは、当該口座に振り込むことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、死亡した者の退職慰労金は、その遺族に支払う。
 - 3 前2項の規定は、費用の支払いについて準用する。

(報酬等の支給日)

- 第7条 評議員会出席手当及び理事会出席手当は、評議員会又は理事会の日の翌日から起算して一カ月以内に支給する。
- 2 講師謝金は、業務が終了した日の翌日から起算して一カ月以内に支給する。
 - 3 月額基本報酬は、毎月1回、25日に支給する。ただし25日が休日に当たるときは、その前日以前の休日でない日に支給する。
 - 4 報酬等の一部を賞与として支給するときは、この法人の職員の賞与の支給日に支給する。
 - 5 退職慰労金は、常勤の役員が常勤の役員でなくなった日の属する月の翌月の末日までに支給する。ただし、遺族補償を受けるべき者を確知することができないときを除く。
 - 6 国内出張の宿泊費及び出張の日当は、当該出張に係る旅費の精算後、遅滞なく支給する。

(通勤手当)

- 第8条 常勤の役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支払う。

(費用の支払日)

- 第9条 費用は、本人からの請求のあった日から遅滞なく支払う。
- 2 費用のうち、前払を要するものは前もって支払う。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、通勤手当の支払日は、第7条第3項に定める日とする。

(補則)

- 第10条 評議員、役員又は顧問の報酬等又は費用について、この規程によることができないときは、評議員会において決定するものとする。

(変更)

- 第11条 この規程の変更は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程の変更は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この規程の変更は、令和元年6月25日から施行する。

別表1（第5条第7項関係）

常勤の役員の退職慰労金の基本額は、以下によって算定する。

第1 月額基本報酬に支給率を乗じた額を基準額とする。

第2 月額基本報酬の額は、常勤の役員でなくなった日の属する月の月額基本報酬の額とする。

第3 支給率は、在任期間に応じて支給率表に記載のとおりとする。

第4 在任期間は、常勤の役員に就任した日から常勤役員でなくなった日までの期間とする。

1月に満たない月があるときは1月と計算する。

12月をもって1年とする。

第5 次のいずれかに該当する場合の基本額は、基準額とする。

（1）在任期間が10年以上であるとき。

（2）役員の任期が満了したことによって常勤の役員でなくなったとき。

（3）在任期間中に死亡したとき。

（4）傷病によって常勤の役員でなくなったとき。

第6 在任期間が10年に満たない常勤の役員が、自己都合によって常勤の役員でなくなったときの基本額は、基準額に次の区分による割合を乗じた額とする。

（1）在任期間1年未満 0（退職慰労金は支給しない。）

（2）在任期間1年以上3年未満 6割

（3）在任期間3年以上5年未満 7割

（4）在任期間5年以上7年未満 8割

（5）在任期間7年以上10年未満 9割

第7 常勤の役員が役員を解任されたときは、退職慰労金は支給しない。ただし、情状により、その一部を支給することがある。

職員退職慰労金支給率													(支給率表)
在任期間	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	支給率
1年	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	2	2.1	2.2	2.3	1.2
2年	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	2.4
3年	3.7	3.8	3.9	4	4.2	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	4.9	5	3.7
4年	5.1	5.2	5.3	5.5	5.6	5.7	5.9	6	6.1	6.2	6.4	6.5	5.1
5年	6.6	6.7	6.9	7	7.1	7.3	7.4	7.5	7.7	7.8	7.9	8.1	6.6
6年	8.2	8.3	8.5	8.6	8.7	8.9	9	9.1	9.3	9.4	9.5	9.7	8.2
7年	9.8	9.9	10.1	10.2	10.4	10.5	10.6	10.8	10.9	11.1	11.2	11.4	9.8
8年	11.5	11.6	11.8	11.9	12.1	12.2	12.3	12.5	12.6	12.8	12.9	13.1	11.5
9年	13.2	13.4	13.5	13.7	13.8	14	14.1	14.3	14.4	14.6	14.7	14.9	13.2
10年	15	15.2	15.3	15.5	15.6	15.8	15.9	16.1	16.2	16.4	16.5	16.7	15
11年	16.8	17	17.1	17.3	17.4	17.6	17.7	17.9	18	18.2	18.3	18.5	16.8
12年	18.6	18.8	18.9	19.1	19.2	19.4	19.5	19.7	19.9	20	20.1	20.3	18.6
13年	20.45	20.6	20.8	20.9	21.1	21.2	21.4	21.5	21.7	21.8	22	22.1	20.45
14年	22.3	22.5	22.6	22.8	22.9	23.1	23.2	23.4	23.5	23.7	23.8	24	22.3
15年	24.15	24.3	24.5	24.6	24.8	24.9	25.1	25.2	25.4	25.5	25.7	25.8	24.15
16年	26.05	26.2	26.4	26.5	26.7	26.8	27	27.2	27.3	27.5	27.6	27.8	26.05
17年	28	28.1	28.3	28.4	28.6	28.7	28.9	29.1	29.2	29.4	29.5	29.7	27.95
18年	29.85	30	30.2	30.3	30.5	30.7	30.8	31	31.1	31.3	31.5	31.6	29.85
19年	31.8	32	32.1	32.3	32.5	32.6	32.8	32.9	33.1	33.3	33.4	33.6	31.8
20年	33.75	33.9	34.1	34.2	34.4	34.6	34.7	34.9	35	35.2	35.4	35.5	33.75
21年	35.7	35.9	36	36.2	36.3	36.5	36.7	36.8	37	37.2	37.3	37.5	35.7
22年	37.65	37.8	38	38.1	38.3	38.5	38.6	38.8	39	39.1	39.3	39.4	37.65
23年	39.6	39.8	39.9	40.1	40.3	40.4	40.6	40.7	40.9	41.1	41.2	41.4	39.6
24年	41.55	41.7	41.9	42	42.2	42.4	42.5	42.7	42.8	43	43.1	43.3	41.55
25年	43.5	43.7	43.8	44	44.1	44.3	44.5	44.6	44.8	45	45.1	45.3	43.5
26年	45.45	45.6	45.8	45.9	46.1	46.3	46.4	46.6	46.8	46.9	47.1	47.2	45.45
27年	47.4	47.6	47.7	47.9	48.1	48.2	48.4	48.5	48.7	48.9	49	49.2	47.4
28年	49.35	49.5	49.7	49.8	50	50.2	50.3	50.5	50.7	50.8	51	51.1	49.35
29年	51.3	51.5	51.6	51.8	52	52.1	52.3	52.4	52.6	52.8	52.9	53.1	51.3
30年	53.3	53.5	53.6	53.8	54	54.1	54.3	54.5	54.6	54.8	55	55.1	53.3
年													以降は1年に20加算

別表第2（第5条第9項関係）

出張の日当の額は、次のとおりとする。

区 分	日当の額
国内（70km 未満）	6,000 円 （0 円）
国内（70km 以上 100km 未満）	6,000 円 （5,000 円）
国内（100km 以上 200km 未満）	6,000 円 （5,500 円）
国内（200km 以上）	6,000 円 （6,000 円）
海外出張	10,000 円 （10,000 円）

①区分のキロ数は、この法人の主たる事務所から目的地までの移動に係る道程

②出張日当の額の括弧内は、日帰りの場合の額

③東京都内の出張については、日当を支給しない。